

社会福祉法人ピオニイ福社会役員報酬規定

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人ピオニイ福社会（以下「法人」という）の役員及び評議員等の職務に対し、その報酬等について定めるものである。

第2条（定義）

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員には、その地位のみに基づいた報酬は支給しない。

ただし、理事長は、法人業務を遂行するため、理事会にて決定した額を報酬として支給する。

3 本規程でいう職務とは、理事会、監事会、評議員会への出席の他、苦情対応等並びに法人及び施設の運営に関わるその他の業務をいう。

4 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われものである。

第3条（理事会及び評議員会の出席報酬等）

理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁済費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務をおこなった場合であっても、第4条の報酬及び実費弁済費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める1日分の報酬及び実費弁済費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務をおこなった場合であっても、第4条の報酬及び実費弁済費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁済額を超える場合には、その実費とする。

第4条（役員及び評議員の勤務報酬等）

理事長が理事会及び評議員会への出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める報酬及び実費弁済費を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会への出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める報酬及び実費弁済費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会への出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める報酬及び実費弁済費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁済額を超える場合には、その実費とする。

第5条（監事の報酬）

監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁済費を支払うことができる。なお、同日にあわせて監査業務等の法人の業務をおこなった場合であっても、別表2に定める報酬及び実費弁済費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2に定める報酬及び実費弁済費はこれを支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁済額を超える場合には、その実費とする。

第6条（出張）

役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表2に定める報酬を支給することができる。

2 旅費は、宿泊費及び交通費とし、高級な宿やグリーン車両を除く社会通念上妥当と判断される範囲内の実費を支給する。

3 旅費は、原則として支払を証明できる書類等を添付して確認がとれた後にこれを支払うこととするが、必要に応じて事前に概算払いをし、出張終了後に精算することができる。

第7条（改正）

本規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、平成29年4月1日より適用する